

提案理由説明書

令和5年12月定例会

本日開会の市議会 1 2 月定例会に提出いたしました議案のご審議をお願いするにあたり、その提案理由の概要をご説明申し上げます。

議案は全部で 2 3 件あり、予算案 7 件、条例案 5 件、契約案 2 件、その他 8 件、人事案 1 件となっております。

以下、議案番号に従い順次、ご説明申し上げます。

最初に**議案第 4 5 号**、令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算（第 6 号）について申し上げます。

今回の補正額は、1 4 億 5, 5 0 0 万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 4 4 5 億 4, 9 0 0 万円となります。

補正の背景といたしましては、第 5 号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、ふるさと納税推進事業、基金積立金、加工施設設置事業交付金、プレミアム付デジタル商品券事業の増額でございます。

歳入の主なものは、市税、国庫支出金、県支出金及び寄附金の増額でございます。

また、事業の進捗などにより、繰越明許費の追加、債務負担行為の追加及び地方債の変更を行うものでございます。

次に、**議案第 4 6 号**、令和 5 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

今回の補正額は、2, 0 2 3 万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 7 4 億 9, 8 6 4 万 8 千円となります。

歳出の主なものは、総務費の減額及び予備費の増額でございます。

ます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の増額でございます。

次に、**議案第 47 号**、令和 5 年度御殿場市救急医療センター特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正額は、4 6 9 万 9 千円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 1 6 9 万 9 千円となります。

歳出につきましては、人件費の増額でございます。

歳入につきましては、前年度繰越金の増額並びに運営費負担金及び一般会計繰入金の減額でございます。

次に、**議案第 48 号**、令和 5 年度御殿場市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正額は、3 億 7, 7 0 5 万 2 千円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 6 6 億 6, 2 0 5 万 2 千円となります。

歳出の主なものは、介護給付費及び介護給付費負担金等の返還に伴う償還金の増額でございます。

歳入の主なものは、前年度繰越金の増額でございます。

次に、**議案第 49 号**、令和 5 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正額は、1 4 7 万 2 千円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 億 4, 6 4 7 万 2 千円となります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金の増額でございます。

次に、**議案第 50 号**、令和 5 年度御殿場市上水道事業会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正額は、収益的支出 2 5 5 万 5 千円の増額で、補正内容は、人件費の増額及び負担金の減額でございます。

次に、**議案第 5 1 号**、令和 5 年度御殿場市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正額は、下水道事業収益 5 0 0 万円の増額、下水道事業費用 9 6 9 万 2 千円の増額及び資本的支出 9 9 8 万円の減額となります。

補正内容は、人件費の増減並びに修繕費の増額及びこれに伴う負担金の増額でございます。

次に、**議案第 5 2 号**、御殿場市教育支援センター設置条例制定について申し上げます。

本案は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に基づく不登校児童生徒に対する教育の機会の確保等に資するため、御殿場市教育支援センター設置条例を制定するものでございます。

次に、**議案第 5 3 号**、御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、被保険者の負担軽減を図るため国保事業基金を活用し国保税を軽減すること、令和 6 年 1 月から出産する被保険者の産前産後期間相当分の国保税を軽減すること、令和 5 年 3 月 3 1 日付け地方税法施行令等の一部を改正する政令等の公布に伴い課税限度額を変更すること及び国保税に係る納税管理人を定めることについて規定するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 5 4 号**、御殿場市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、本条例に規定する自転車等駐車場に南御殿場駅自転車

等駐車を追加し、併せて各駐車場に特定小型電動機付自転車（通称電動キックボード）が駐車できるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 5 5 号**、御殿場市森林公園条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、乙女森林公園の施設状況及び利用形態の変化等に伴い利用料を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 5 6 号**、御殿場市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、現在の水道料金 5 パーセント割引の実施期間が令和 6 年 2 月に満了することに伴い、水道事業審議会からの答申を受け、割引率 5 パーセントを引き続き、令和 6 年 3 月から令和 9 年 2 月まで実施するため、また、水道法等の改正に伴い水道料金の表示を税抜価格から税込価格へ変更し、所管を厚生労働省から国土交通省へ変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 5 7 号**、御殿場市立西学校給食センター備品（調理室厨房機器）の取得について申し上げます。

本案は、稼働から 30 年を超え、施設・設備が老朽化している御殿場市立西学校給食センターの改修工事を実施するにあたり、調理室内の備品を更新すべく、過日入札に付しましたところ、予定価格が 2, 0 0 0 万円以上となりますので、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく、提案するものでございます。

次に、**議案第 5 8 号**、板妻南工業団地開発第 3 期事業地内の用地処分について申し上げます。

本案は、市が取得いたしました板妻南工業団地開発第 3 期

事業地内の区画 2 につきまして、進出を希望する企業へ処分するものですが、当該用地の価格が 2,000 万円以上、かつ、面積が 5,000 m²以上であることから、議会の議決を経て売買契約を締結いたしたく、提案するものでございます。

次に、**議案第 59 号**、御殿場市駅南駐車場の指定管理者の指定について、**議案第 60 号**、御殿場市総合体育施設の指定管理者の指定について、**議案第 61 号**、御殿場市馬術・スポーツセンターの指定管理者の指定について、**議案第 62 号**、秩父宮記念公園の指定管理者の指定について及び**議案第 63 号**、御殿場市東山旧岸邸の指定管理者の指定についての 5 案につきましては、当該各施設について、指定管理者選定審査会の審査に基づき選定した、それぞれの候補者を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、**議案第 64 号**、御殿場市小山町土地開発公社定款の変更について申し上げます。

本案は、申し出により小山町が令和 6 年 3 月 31 日付けで御殿場市小山町土地開発公社から脱退することとなり、これに向けて公社の名称変更、役員の定員数などについて定款を変更する必要性が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 65 号**、市道路線の廃止について及び**議案第 66 号**、市道路線の認定についての 2 案につきましては、関連がありますので一括して申し上げます。

今回の廃止は 1 路線、認定は 9 路線で、新東名高速道路等整備による認定が 4 路線、都市計画法第 32 条協議に基づく認定が

4 路線、道路改良事業による廃止が 1 路線、認定が 1 路線でございます。

次に、**同意第 2 号**、御殿場市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

本案は、令和 2 年 1 2 月から御殿場市固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております杉山 政司（すぎやま まさし）氏が、令和 5 年 1 2 月 1 0 日をもって任期満了となることに伴い、後任として、三澤 五朗（みさわ ごろう）氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、本日提案いたしました議案の提案理由の説明を終わりといたします。

慎重なご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。